

B & G 財 団 関 係 資 料

1. B & G 財団猪名川海洋センター施設等無償譲渡契約書（抜粋）
2. B & G 海洋性レクリエーション指導員規則
3. B & G 海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準



B & G 財団猪名川海洋センター
施設等無償譲渡契約書



B & G財団猪名川海洋センター施設等無償譲渡契約書

譲渡人財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団 会長 梶田 功（以下「甲」という。）と譲受人猪名川町長 真田 保男（以下「乙」という。）とは、次の条項によりB&G財団猪名川海洋センター（以下「センター」という。）施設等の無償譲渡契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

（無償譲渡）

第2条 甲は第3条に掲げる物件（以下「譲渡物件」という。）を第4条の条件を付し、乙に無償譲渡するものとする。

（譲渡物件）

第3条 譲渡物件は、次のとおりとする。

名 称	B & G財団猪名川海洋センター
所 在 地	兵庫県川辺郡猪名川町伏見台1丁目1-27
種 類	屋内温水プール
構 造	鉄筋コンクリート造・鋼板葺
階 数	2階建
延床面積	2,028.91㎡

（譲渡条件）

第4条 譲渡の条件は、次のとおりとする。

①名 称

「猪名川町B&G海洋センター」の名称を使用すること。

②目的外使用の禁止

センターの管理運営は、甲の目的に則り行うこと。

③海洋性レクリエーション指導員基準による各種指導員の配置

センターにおける「B&G海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準」による各種指導員を配置すること。

④海洋性レクリエーション指導員再訓練等への派遣

海洋性レクリエーション指導員を甲の行う各種指導員の再訓練及び研修会等に派遣すること。

⑤「モーターボート競走益金標示看板」の掲出

掲出してあるモーターボート競走益金による建築物であることを示す看板を除去したり、付け替えたり、または、隠蔽したりしないこと。

⑥利用状況報告及び関連資料等の提出

利用状況について譲渡前と同様、月毎に報告し、かつ甲からセンターに関連した調査、参考資料等の提出の依頼があった時は、これに協力すること。

⑦財団各種事業等への協力

甲の行う海洋大会等に参加し、協力すること。

⑧施設の維持・保全

センター施設の維持・保全等の費用は、原則として乙が負担する。

⑨公租公課の負担

譲渡に係る課税が生じた場合は、乙において負担するものとする。

⑩譲渡及び売却の禁止等

センター施設の機能を失うような増改築を行ってはならない。また、センター施設を他に譲渡または売却してはならない。

⑪抵当権設定の禁止

いかなる理由による抵当権設定も、これを行ってはならない。

(既締結契約の解除)

第5条 本契約の物件に係る既締結の「用地無償貸付」並びに「運営委託」等の契約は、本契約の締結をもって自動的に解約するものとする。

(協 議)

第6条 この契約に定めのない事項、または、この契約について疑義が生じた場合の措置については、甲・乙双方が協議のうえ処理するものとする。

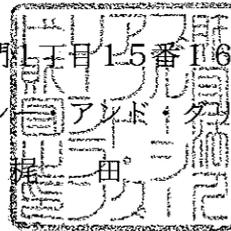
(譲渡時期)

第7条 譲渡日は、平成16年10月1日とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成16年10月1日

甲：東京都港区虎ノ門1丁目15番16号
財団法人ブルーシ
会 長



乙：兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の
猪名川町長 真 田 保 男



B & G海洋性レクリエーション指導員規則

達 第101号

改正 令和 3年 4月 1日 達第122号

改正 令和 6年 3月28日 達第174号

(目的)

第1条 この規則は、B & G海洋センター及びB & G海洋クラブ等において、海洋性レクリエーション等の実践指導業務並びに施設の効率的運営等の業務に携わり、その業務をとおして、青少年の育成および地域住民の健康増進と地域コミュニティの活性化に努め、海への理解促進並びに地域の発展に寄与するB & G海洋性レクリエーション指導員（以下「B & G指導員」という。）について規定する。

(B&G指導員の種類)

第2条 B & G指導員の種類は次のとおりとする。

- (1) センター・インストラクター
- (2) インストラクター
- (3) リーダー

(センター・インストラクター)

第3条 センター・インストラクターは、地方公共団体または財団が認める団体等の長の推薦があった原則18歳以上の者で、財団が実施するセンター・インストラクター養成研修の課程を修了し、且つ、認定条件を満たした者とする。

- (1) 養成期間 原則として30日間
- (2) 教科 センター・インストラクター養成に係る「B & G指導員養成研修の教科」による。

(インストラクター)

第4条 インストラクターは、海洋クラブ・スポーツクラブ等において海洋性レクリエーションの指導に携わる18歳以上の者で、財団、またはセンター・インストラクターが実施するインストラクター研修の課程を修了した者とする。

- (1) 研修期間 原則として10日間
- (2) 教科 インストラクターに係る「B & G指導員研修の教科」による。

2 前項の規定にかかわらず、リーダーの資格を取得して1年以上の指導の実績があり、小型船舶操縦士並びに特殊小型船舶操縦士の資格を有する者で、海洋センターまたは海洋クラブの代表者が推薦する者を、申請に基づきインストラクターに認定する。

(リーダー)

第5条 リーダーは、海洋クラブ・スポーツクラブ等において海洋性レクリエーションの指導に携わる13歳以上の者で、財団、またはセンター・インストラクターおよび財団が認めた者が実施するリーダー研修の課程を修了した者とする。

(1) 研修時間 原則として14時間以上

(2) 教科 リーダーに係る「B&G指導員研修の教科」による。また、財団が実施する海洋体験学習等事業は、リーダー研修の教科とみなすことができる。

(3) 種別

ア 財団、またはセンター・インストラクターの指導による海洋性レクリエーションに特化したリーダー研修。

イ 財団、またはセンター・インストラクターの指導による水泳に特化したリーダー研修。

ウ その他目的達成のために開催するリーダー研修

(登録の申請)

第6条 第3条から第5条までに規定するB&G指導員養成研修の課程を修了して指導員の登録を受けようとする者は、財団に申請するものとする。

(登録及び指導員証の交付)

第7条 財団は、前条の規定により登録の申請があった者に対してB&G指導員証を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、5年とする。

(登録の更新)

第9条 B&G指導員の登録は、申請により更新することができる。申請期間は、登録期間満了の1年前から満了の日までとする。

2 登録更新の申請期間内に申請手続きを行わず資格が失効した者については、財団が定める研修を受講後申請により再登録を認めるものとする。

3 インストラクターおよびリーダーは第10条1項の申請がない限り、更新手続きを免除する。

(登録の削除)

第10条 B&G指導員が次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、財団は当該登録を削除するものとする。

(1) B&G指導員から登録の削除の申請があったとき。

(2) 死亡したとき。

2 B&G指導員が次の各号の一に該当するに至った場合には、財団は、当該指導員の登録を削除することができる。

(1) B&G指導員証を変造し又は他人に利用させたとき。

(2) 申請内容に虚偽の事項を記載したとき。

(3) B&G指導員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(B&G指導員研修教科)

第11条 この規定によるB&G指導員養成研修の教科に関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日 から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日 から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日 から施行する。

B&G海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準

達 第102号

改正 令和 6年 3月28日 達第175号

第1条 この基準は、別に定めるB&G海洋性レクリエーション指導員規則によるB&G海洋性レクリエーション指導員（以下「B&G指導員」という。）の配置について規定する。

第2条 センターに配置するB&G指導員は、次のとおりとする。

施設の類型		配置人員	
		センター・インストラクター	インストラクター またはリーダー
一 類	艇庫	1名以上	2名以上
	上屋付プール	1名以上	2名以上
	屋内温水プール	2名以上	4名以上
二 類	艇庫・ 上屋付プール	2名以上	4名以上
	艇庫・ 屋内温水プール	3名以上	4名以上
三 類	艇庫・体育館	1名以上	6名以上
四 類	プール・体育館	1名以上	8名以上
五 類	艇庫・プール・体育館	2名以上	10名以上
備考 艇庫施設にはミニ艇庫も含む。			

2 センター・インストラクターは原則として常勤とする。

第3条 B&G指導員は、原則として次の方法により配置するものとする。

(1) インストラクター又はリーダーについては、施設の竣工時まで所定の人員の半数以上、竣工後1年以内に所定の人員以上となるよう配置する。

(2) センター・インストラクターについては、施設の竣工時まで所定の人員以上となるよう配置する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日 から施行する。